

事 務 連 絡  
令和 4 年 10 月 20 日

各 

{	都 道 府 県	}	衛生主管部（局）薬務主管課 御中
	保健所設置市		
	特 別 区		

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

コンタクトレンズの適正使用のための啓発動画の改訂等について（周知依頼）

今般、大阪府健康医療部長より、別添のとおり大阪府薬事審議会医療機器安全対策推進部会において、コンタクトレンズの適正使用を目的とした啓発動画が一部改訂された旨の連絡がありましたので、情報提供いたします。また、同部会において、これまでに作成した啓発資材等をまとめたホームページが公開されましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本啓発動画、啓発資材等については、大阪府健康医療部薬務課のホームページから視聴可能であることを申し添えます。

「コンタクトレンズの適正使用のための啓発動画」

URL : [https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki\\_taisaku/contact\\_keihatsu.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki_taisaku/contact_keihatsu.html)

「コンタクトレンズ適正使用の啓発資材」

URL : [https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki\\_taisaku/contact\\_kyouinshizai.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki_taisaku/contact_kyouinshizai.html)

薬 第 2227 号

令和4年10月13日

厚生労働省 医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課長 様

厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬安全対策課長 様

大阪府健康医療部長

## コンタクトレンズ適正使用のための啓発動画改訂等のお知らせと周知について（依頼）

日頃から、大阪府の健康医療行政の推進に御理解・御協力いただきありがとうございます。

また、大阪府薬事審議会医療機器安全対策推進部会の活動に御協力いただき、心より御礼申し上げます。

昨年度、同部会において、コンタクトレンズ適正使用を目的とした啓発動画を作成し、下記のとおり本府ホームページに公開し、貴課より全国の薬務主管課宛への周知に御協力いただいたところです。

この度、本動画ショートバージョンについて、その内容を視聴者がより聞き取りやすくなるよう、一部改訂いたしました。また、学校等で活用いただけるよう、同部会において、これまでに作成した教育用資材等をまとめたホームページを公開しましたので、お知らせいたします。

については、引き続きコンタクトレンズ適正使用の啓発に広く活用いただきたいことから、貴課より全国の薬務主管課あて通知いただくなど幅広い周知に御協力いただきますようお願いいたします。

## 記

## ■コンタクトレンズの適正使用のための啓発動画

あなたのコンタクトレンズは大丈夫？～便利だけど間違えると怖いコンタクトレンズの話～

URL：[https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki\\_taisaku/contact\\_keihatsu.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki_taisaku/contact_keihatsu.html)

## ■コンタクトレンズ適正使用の啓発資材

URL：[https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki\\_taisaku/contact\\_kyouinshizai.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki_taisaku/contact_kyouinshizai.html)

## ◆事務局◆

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課製造審査グループ  
〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号  
TEL：06-6944-6305（直通） FAX：06-6944-6701  
担当：小林、奥野